

○障害者相談支援事業

障害福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。具体的には、次のようなサービスを提供します。

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) 権利の擁護のために必要な援助
- (5) 専門機関の紹介
- (6) 実態把握に基づく要援護者台帳の整備
- (7) その他当該事業を実施するために必要と認められる訪問相談活動、ケアマネジメントと啓発広報活動等

○身体障害者への車椅子貸出事業

身体障害者手帳を持っている方に、車椅子を無料で貸し出します。

ただし、介護保険で同様のサービスが受けられる方または病院や施設等に入院・入所している方は対象となりません。（貸出期間は1ヶ月以内）

○高知市ふれあい収集

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者等のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行います。また、希望する方にはお声がけをすることにより、安否確認をします。

対象地区：市内全域

対象世帯：高知市内の居宅で生活している高齢者や要介護認定者のみの世帯で、可燃ごみやプラスチック製容器包装を、世帯員自ら持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯

- 1 70歳以上で要介護1以上の認定を受けている一人暮らしの世帯
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
- 4 療育手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯

※ ただし、同居者がいる場合でも、上記のいずれかに該当する世帯員のみで構成されている世帯は対象とします。

※ 難病等によりごみ出し困難な場合もふれあい収集の対象となる場合があります。

申請に必要なもの

- ・高知市ふれあい収集事業利用申請書
- ・身体障害者手帳または療育手帳の写し
- ・介護保険被保険者証の写し
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し

問い合わせ先

- ・障害者相談センター東部
☎ 882-9391
- ・障害者相談センター西部
☎ 802-8166
- ・障害者相談センター南部
☎ 856-9255
- ・障害者相談センター北部
☎ 820-5211

※各センターの所在地及び担当地域の詳細については48ページに掲載

障がい福祉課
医療福祉担当
☎ 823-9053

環境業務課
☎ 856-5374

■在宅福祉サービス

○訪問理美容サービス事業

理・美容師が、ご自宅を訪問して理・美容サービスを行います。

〈対象者〉

※1 理・美容院でサービスを受けることが困難な在宅の要介護高齢者等で、市町村
住民税非課税世帯の方で、次のいずれかに該当する方

- ・要介護3～5の方
- ・身体障害者手帳1級、2級の方
- ・その他市長が必要と認める者（介護扶助10割（H501）の方）

〈内容〉

理・美容師の出張費として、利用券（年度内2枚）を支給します。

理・美容サービス料金（洗髪・顔そり・シャンプー・カラー等）は自己負担です。

※1 理・美容院までの自力または介助により移動・移乗、サービス中の座位保持
等が困難な方

○寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

業者が利用者宅を訪問し、布団等をお預かりしてクリーニングします。また、希
望する方には、代替布団を無料で貸し出しています。

〈対象者〉

単身又は高齢者のみの世帯、若しくはこれに準ずる世帯に属し、市町村民税非課税
世帯の方で ※2 寝具の衛生管理が困難な在宅の方のうち、次のいずれかに該当す
る方

- ・要介護4,5の方
- ・身体障害者手帳1級、2級の方
- ・その他市長が必要と認める者（介護扶助10割（H501）の方）

〈内容〉

利用券（年度内2枚）を支給します。

※3 自己負担は1回600円です。

※2 身体状況から寝具の汚染があり、自力または介助により衛生管理が困難な方

※3 生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は無料

○緊急通報装置利用助成

高知市に登録されている民間事業所の緊急通報装置を利用する場合に、助成金を
交付します。

〈対象者〉

生活上不安のある一人暮らしの方のうち、おおむね65歳以上の方または重
度身体障害者

〈助成額〉

1ヶ月あたり418円（税込）以内。

生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方には、初期
の緊急通報装置設置費用について11,000円（税込）を上限に助成します。

問い合わせ先

高齢者支援課

☎ 823-9441

〈相談窓口〉

要介護認定者は、ケ
アマネジャーにご相談
ください。

身体障害者手帳をお
持ちの65歳未満の方で
ケアマネジャーのいな
い方は、高知市障害者
相談センターにご相談
ください。

・障害者相談センター東部
☎ 882-9391

・障害者相談センター西部
☎ 802-8166

・障害者相談センター南部
☎ 856-9255

・障害者相談センター北部
☎ 820-5211

※各センターの所在地
及び担当地域の詳細
については48ページ
に掲載